

規 則

埼玉県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第二十三号

埼玉県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和四十五年埼玉県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第1号第2号「あて先」を「宛先」とし、「第8条の3」を「第8条第1項の3」とする。

「 私は、埼玉県心身障害者扶養共済制度条例第8条に規定する年金管理者として、次の心身障害者の年金を管理し、よき理解者として誠意をもって保護することを誓約します。

「 私は、埼玉県心身障害者扶養共済制度条例第8条第1項に規定する年金管理者として、

また、同条第2項各号に掲げる次の者に該当しないこと及び
養育にあたる 者 として、良き理解者として誠意をもって保護養育に当たること
を
1 精神の機能の障害により年金の受領及び管理を適正に行う
断及び意思疎通を適切に行うことができない者
2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

とする年金管理者となること

次の心身障害者の年金を管

誓約します。 こと。

に当たつて必要な認知、判

」

第12条第1項第1号第2号「あて先」を「宛先」とし、「第8条の3」を「第8条第1項又は

「 私は、埼玉県心身障害者扶養共済制度条例第8条に規定する年金管理者として、
第4項の3」を「 意し、上記の心身障害者の年金を管理し、よき理解者として誠意
ることを誓約します。

「 私は、埼玉県心身障害者扶養共済制度条例第8条
に同意します。

年金管理者となることに同意します。 また、同条第2項各号に掲げる次の者に該当しな

をもって保護養育にあたり管理し、良き理解者として誠意をもって保護養育に

」 1 精神の機能の障害により年金の受領及び管理を

断及び意思疎通を適切に行うことができない者

2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第1項に規定する年金管理者となるこ

いこと及び上記の心身障害者の年金を

当たることを誓約します。 2025.09.09。

適正に行うに当たって必要な認知、判

」

附 則

この規則は、令和元年十二月十四日から施行する。